

## 中高層階住居専用地区（廃止）と中高層階住環境保全地区（決定）の 都市計画案に関する意見書の要旨と区の考え方

### 1 意見書の受付

令和7年12月1日（月）から12月15日（月）まで

### 2 意見書の提出者数

1名（郵送：0名、ファックス：1名、区ホームページ：0名）

### 3 意見の件数及び意見への対応

意見の件数・・・18件（1名）

項目	件数
都市計画原案に関する意見	8 件
その他の意見	10 件
合計	18 件

#### 意見への対応

分類	件数
A 意見の趣旨を原案に反映する	0 件
B 意見の趣旨は原案の方向性と同じ	0 件
C 意見の趣旨に沿ってまちづくりを推進する	0 件
D 今後の取組の参考とする	0 件
E 意見として伺う	12 件
F 質問に回答する	6 件
G その他	0 件
合計	18 件

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
1	都市計画案	<p>私の理解が正しければ、都市計画案は新宿区の上位文書、条例等に違反している。</p> <p>2007年に基本構想・都市マスター・プランの策定、2008年に住宅マスター・プランの策定、2017年に基本計画の策定・都市マスター・プランの見直し、2018年に第4次住宅マスター・プランの策定、そして2027年に基本構想・基本計画・都市マスター・プラン・住宅マスター・プランの策定や見直しが予定されている。</p> <p>新宿区は2025年3月に「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定したが、現在の基本構想・基本計画・都市マスター・プランでどのように位置づけられているのか。</p> <p>新宿区は「新宿区マンション等まちづくり方針」を根拠に中高層階住居専用地区の廃止と中高層階住環境保全地区の決定を進めているが、2年後に予定される基本構想・基本計画・都市マスター・プランの見直しにより、明確な位置づけをしてから、廃止と決定を行うことができないのか。</p> <p>私は、都市計画は100年単位の都市の未来を見据えて策定するものと考えている。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>区は、社会経済情勢の変化等を踏まえたマンション等に関する住宅施策を早期に実施していくため、令和7年3月に「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定しました。</p> <p>この方針に基づき、緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足を踏まえ、中高層階住居専用地区の廃止及び中高層階住環境保全地区の決定を行うこととし、都市計画手続きを進めています。</p> <p>中高層階住居専用地区の廃止等により、住宅を伴わない事務所ビル等の建替えや幹線道路沿道の耐震化の促進に寄与するものと考えています。</p> <p>なお、「新宿区マンション等まちづくり方針」は、都市マスター・プラン等の策定後に策定したことから、都市マスター・プラン等において具体的に方針の名称や位置づけが示されているものではありませんが、「新宿区マンション等まちづくり方針」の策定にあたっては、都市マスター・プラン等を踏まえたものとしています。</p>
2	都市計画案	新宿区は「誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現に資すること」を実現する立場から中高層階住居専用地区を考える必要がある。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区は、定住人口の回復を図るため、平成8（1996）年に幹線道路の沿道や道路基盤が整備され高度利用が可能な地域を中高層階住居専用地区として都市計画決定し、指定階以上の階において一定割合以上の住宅等の付置義務及び風俗営業等の制限を行ってきました。</p> <p>その後、定住人口は緩やかに増加し続け、住宅ストックは量的に充足してきている一方で、住まい周辺の環境を理由に転居する方が一定数いることや、テレワークの普及により在宅時間が増加するなど、住環境の改善は必要不可欠となっています。</p> <p>こうした社会経済情勢の変化等を踏まえたマンション等に関する住宅施策を早期に実施していくため、令和7（2025）年3月に「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定しました。</p> <p>この方針に基づき、緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足を踏まえ、中高層階住居専用地区の廃止及び中高層階住環境保全地区の決定を行うこととし、都市計画手続きを進めています。</p> <p>ご指摘の「誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現に資すること」の実現に向けては、現在、居住支援協議会において高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進等に係る議論を進めているところです。引き続き、こうした議論等を踏まえ、「誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現に資すること」の実現に向けて、令和10（2028）年度から始まる次期住宅マスター・プランの策定について検討していきます。</p>

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
3	都市計画案	中高層階住居専用地区等の都市計画案は、住宅の付置義務を外すだけで容積率の緩和と風俗営業の制限は変わらない。住宅の付置義務を外すのであれば、容積率の緩和をやめて、背後にある地域と同じ容積率に戻すべきである。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>平成8（1996）年の中高層階住居専用地区の指定に併せて、計画幅員20m以上の都市計画道路沿道では、緊急輸送道路や延焼遮断帯の形成のため、用途地域の指定幅や容積率の変更が行われました。こうした経緯で現状の用途地域と容積率が定められていることから、今回の中高層階住居専用地区の廃止等に併せた容積率の変更は行いません。</p>
4	都市計画案	中高層階住居専用地区における風俗営業の制限を背後にある地域の用途地域と同じにすべきである。そうすれば、中高層階住環境保全地区の新たな指定は不要となる。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区は、定住人口の回復を図るため、平成8（1996）年に幹線道路の沿道や道路基盤が整備され高度利用が可能な地域を中高層階住居専用地区として都市計画決定し、指定階以上の階において一定割合以上の住宅等の付置義務及び風俗営業等の制限を行ってきました。</p> <p>その後、定住人口は緩やかに増加し続け、住宅ストックは量的に充足してきており、新宿区は令和7（2025）年3月に「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定しました。</p> <p>この方針に基づく施策として、中高層階住居専用地区を廃止するとともに、引き続き、指定階以上の階における風俗営業等を制限する中高層階住環境保全地区を決定することとし、都市計画手続きを進めています。</p> <p>用途地域は、道路の整備状況や土地利用の動向等を踏まえて定めることが望ましいことから、今回の中高層階住居専用地区の廃止等と併せて変更することは考えていません。</p>
5	都市計画案	中高層階住環境保全地区を新たに指定することにより、風俗営業が可能な区域は拡大する。これは都市計画の考え方や用途地域の考え方に対するもので、中高層階住環境保全地区は指定してはいけない。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>中高階住居専用地区では、指定階以上の階において一定割合以上の住宅等の付置義務及び風俗営業等の制限を行っています。このたび、中高階住居専用地区を廃止することから、引き続き、風俗営業等を制限するため、中高層階住環境保全地区を指定するものです。こうすることで、風俗営業等の可能な区域が拡大することはありません。</p>
6	都市計画案	都市計画審議会（令和7年10月24日開催）で、中高層階住居専用地区の効果についての質問に対し、都市計画課の回答は「指定当時からのデータがなく、令和3年から令和5年までの3年間しかない」とのことであった。これでは外部からの評価に耐えられない。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>令和7年10月24日の都市計画審議会では、中高層階住居専用地区等の都市計画原案について報告し、中高層階住居専用地区の区域内の建替え状況等に関するご質問を頂きました。</p> <p>こうしたことから、令和8年1月に予定する都市計画審議会に向けてお示しできる資料を準備する予定です。</p>

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
7	都市計画案	都市計画審議会（令和7年10月24日開催）で「中高層階住居専用地区の効果もなく、廃止してもあまり変わらないのではないか」との質問に対し、都市計画部の説明は曖昧である。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区は、定住人口の回復を図るため、平成8（1996）年に中高層階住居専用地区の都市計画を決定し、指定階以上の階において一定割合以上の住宅等の付置義務及び風俗営業等の制限を行ってきました。そのほかに様々な取組を行ってきた結果、定住人口は緩やかに増加し続け、住宅ストックは量的に充足してきています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、令和7（2025）年3月に「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定し、中高層階住居専用地区の廃止等の都市計画手続きを進めています。</p> <p>中高層階住居専用地区の廃止等により、住宅を伴わない事務所ビル等の建替えや幹線道路沿道の耐震化の促進に寄与するものと考えています。</p>
8	都市計画案	中高層階住居専用地区の都市計画は、唯一、住宅の付置義務を課している。その他、これまで述べた理由で、都市計画を急ぐ理由がないため、中高層階住居専用地区の廃止と中高層階住環境保全地区の決定には反対である。	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区は、定住人口の回復を図るため、平成8（1996）年に幹線道路の沿道や道路基盤が整備され高度利用が可能な地域を中高層階住居専用地区として都市計画決定し、指定階以上の階において一定割合以上の住宅等の付置義務及び風俗営業等の制限を行ってきました。</p> <p>その後、定住人口は緩やかに増加し続け、住宅ストックは量的に充足してきている一方で、住まい周辺の環境を理由に転居する方が一定数いることや、テレワークの普及により在宅時間が増加するなど、住環境の改善は必要不可欠となっています。</p> <p>こうした社会経済情勢の変化等を踏まえたマンション等に関する住宅施策を早期に実施していくため、令和7（2025）年3月に「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定しました。</p> <p>この方針に基づき、緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足を踏まえ、中高層階住居専用地区の廃止及び中高層階住環境保全地区の決定を行うこととし、都市計画手続きを進めています。</p> <p>中高層階住居専用地区の廃止等により、住宅を伴わない事務所ビル等の建替えや幹線道路沿道の耐震化の促進に寄与するものと考えています。</p>

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
9	その他	<p>最近、新宿区は特定住宅（区民住宅）を順次終了することを発表した。これは「新宿区マンション等まちづくり方針」及び中高層階住居専用地区の廃止等の都市計画案と一貫した新宿区の住宅方針で、国の住宅政策に沿ったものである。しかし、「新宿区マンション等まちづくり方針」及び中高層階住居専用地区の廃止等の都市計画案は、住宅の建設や供給は市場の原理に委ねることを意味している。</p> <p>基本構想・基本計画・都市マスタープラン・住宅マスタープランには「誰もが住み続けられる新宿」の理念がある。新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例（1991年）の第2条にも同様の理念が謳われているが、「新宿区マンション等まちづくり方針」ではこの理念を守ることはできない。</p> <p>新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例 (住生活の基準)</p> <p>第2条 良好的な住宅及び快適な住環境は、区民生活を営むための基礎的な条件であり、すべての区民は健康で文化的な住生活を営む権利を有する。</p> <p>2 区は、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを進める中で、区民が安心して快適に住むことができる条件の確保に努めることを住宅政策の基本とする。</p> <p>3 区は、前2項の基本理念の達成に向け、土地基本法（平成元年法律第84号）その他の住宅及び住環境に関する法令を踏まえ、区民及び事業者（以下「区民等」という。）と一体となって、国及び東京都の協力を求めつつ、その実現に努めるものとする。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>特定住宅は、15年間に限り、中堅所得者層の子育て世帯を対象に供給する期間を定めた暫定的住宅制度で、令和9年1月より順次終了します。</p> <p>一方、「新宿区マンション等まちづくり方針」は、都市マスタープランに示す「地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくり」、住宅マスタープランに示す「多様で質の高い住宅と地域環境の形成」や、新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例第2条の「良好な住宅及び快適な住環境」及び「地域の個性を生かした魅力あるまちづくり」等の基本理念に基づき、快適でゆとりある住環境づくりや防災性が高く環境に配慮したまちづくりを推進していくこととしています。</p> <p>ご指摘の「誰もが住み続けられる新宿」の実現に向けては、現在、居住支援協議会において高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進等に係る議論を進めているところです。引き続き、こうした議論等を踏まえ、「誰もが住み続けられる新宿」の実現に向けて、令和10（2028）年度から始まる次期住宅マスタープランの策定について検討していきます。</p>

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
10	その他	<p>社会資本整備審議会の第67回住宅宅地分科会（令和7年11月26日開催）の資料3及び資料4によれば、量の確保から質の向上は1980年頃から、豊かな住生活の実現は2000年頃からである。新宿区が「新宿区マンション等まちづくり方針」で質の向上を目指したのは2025年である。かなり国の住宅政策の課題と対応から遅れているようだが、なぜか。</p> <p>資料3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活基本計画（全国計画）（素案、計画期間2026年度～2035年度）である。</li> <li>・公営住宅以外は「市場を前提とした方策」と現在の住宅政策を継続し、住宅価格や家賃の高騰に対する有効な対策は書いていない。</li> <li>・セーフティネット住宅と居住サポート住宅等は最低居住面積水準によらないことができる（未満でも良い）。</li> </ul> <p>資料4（資料3の補足資料）の1ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅難の解消</li> <li>↓</li> <li>■量の確保から質の向上へ</li> <li>・全都道府県で住宅総数が世帯総数を上回る（1973）</li> <li>↓</li> <li>・最低居住水準未満世帯数が1割を下回る（1988）</li> <li>↓</li> <li>■市場機能・ストック重視へ豊かな住生活の実現</li> <li>・全国の世帯の約半分が誘導居住水準を達成（2001）</li> </ul>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>国においては、平成18（2006）年に住生活基本法が制定され、住生活基本計画のもと、住宅の量の確保から住生活の質の向上へ本格的な政策転換が図られています。</p> <p>こうした点を踏まえ、区では、安心して住み続けられる住宅・住環境の整備に向けた住宅政策の基本目標を示すとともに、具体的な施策を展開していくため、平成20（2008）年に新たに住宅マスタープランを策定しました。</p> <p>さらに、令和7（2025）年3月には、住まい周辺の環境を理由に転居する方が一定数いることや、テレワークの普及により在宅時間が増加するなど、住環境の改善は必要不可欠となっていることから、社会経済情勢の変化等を踏まえたマンション等に関する住宅施策を早期に実施していくため、「新宿区マンション等まちづくり方針」を策定しました。</p>
11	その他	<p>令和7年11月28日の新宿区議会環境建設委員会で、都市計画原案の意見書の要旨や説明会の意見・質問要旨と区の考え方等の報告があった。</p> <p>意見書の要旨の一つに「最近の不動産価格の上昇により23区の中古マンション（70m<sup>2</sup>換算）の平均価格は急上昇し、2025年6月に1億円を超えたと発表されている。新宿区の平均年収を651万円（2024年）とすると、15年分（+金利分の返済に要する年分）の収入を返済に当てなければならなくなっている。」等とあり、実質的に平均的な収入の人には住宅の取得が不可能であることを意味している。</p> <p>新宿区は平均的な収入の人でも新宿区内に住宅の取得は可能と考えているのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>マンションの販売価格は立地や間取り、グレードなどによって決まるもので、様々な価格帯のマンションが存在するものと認識しています。そのうえで、新宿区内では比較的に高価格帯のマンションもあることから、ご指摘の平均的な収入の人が新宿区内でマンションを取得することについては困難な場合があると考えています。</p> <p>一方で、令和6年度の新宿区区民意識調査によると、「ずっと住み続けたい」又は「できれば住み続けたい」の定住意向が82.8%となっており、そうした方々が新宿区に住み続けられるよう、今後の住宅政策を進めていきます。</p>

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
12	その他	「新宿区マンション等まちづくり方針」にある「総合的な住環境の改善」によって、住宅価格の上昇は不可避と考えるが、新宿区はどう考えるのか。	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>マンションを含む住宅価格の上昇の背景には、住宅建設に関する建設資材の高騰や人手不足に加えて、住宅の新規供給戸数の減少や、若年層及び子育て世代を中心とした住宅購入意欲の根強さなど、需要と供給の両面での様々な要因があると考えられます。</p> <p>このため、住宅価格に与える影響を特定することはできませんが、ご指摘の「総合的な住環境の改善」によって住宅価格の上昇が避けられないとは考えておりません。</p>
13	その他	<p>住宅の価格と家賃は物価対策の重要な要素だが、現在、マスコミ等の報道でも議論されていない。</p> <p>住宅の戸数が確保されているだけでは、経済的に上位の人にとっては、住宅の取得は可能であり、普通の人々、中位・下位の人々、大部分の区民にとっては、現在よりも安い住宅、家賃が安い住宅が必要である。</p> <p>2025年2月時点で、東京23区で単身者向け家賃が約11万円、家族向け家賃が約23万円と報道されている。収入の30%程度が支払い可能な家賃の上限とすれば、年収は単身者で約440万円、家族世帯で約910万円が必要となる。新宿区民の平均年収は651万円（2024年）なので、多くの区民は無理をしないと新宿区には住めない。</p> <p>それにも関わらず、新宿区は低廉な家賃の住宅確保の議論をしないで、住宅や住環境の改善を進めようとしている。</p> <p>その結果、新宿区から中位・下位の人々の流出が続いている。代わりに上位の人々が流入してくれれば、新宿区の経済活動は活発になり、賑やかになり、税収も増えることを期待しているように思う。新宿駅周辺の再開発では特にそれを感じる。これを「ジェントリーフィケーション」というらしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>住宅マスタープランの基本方針では「総合的な住宅政策を定め、体系的な住宅施策の推進を図ることにより、誰もが安心して住み続けられる住環境及び多様な質の高い住宅と地域環境の形成を通じ、区民の豊かな住生活を実現」することとしています。</p> <p>基本方針に基づき、区では居住支援協議会において、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進等に向けた議論を進めているところです。</p> <p>こうした取組により、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替え等への支援や安心して子育てできる居住環境づくりなど、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成を推進していきます。</p>
14	その他	<p>令和6年12月に居住支援協議会を初めて傍聴した。</p> <p>協議会では住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部が改正されたことについての説明があった。協議会の会長が都市計画部長から社会福祉事業大学大学院の教授で他区の居住支援協議会の会長をされている経験豊かな人に交代したこともあり、とても活発な議論がされていたので驚いた。</p> <p>また、協議会での報告で、国が行おうとしているのは、保証人、孤独死、退去時の残置物対策等で、新たな家賃対策はなかった。その結果、現在の住宅扶助では新宿区内に新たな住まいを探すことができないという委員からの意見であった。</p> <p>国も都も他区でもアフォーダブル住宅に関連する話題が聞こえてくるようになった。新宿区でもアフォーダブル住宅の施策を開始してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>都は、子育て世帯や若者の居住安定化を目的にアフォーダブル住宅の導入を進めており、令和7年11月に運営事業者候補が公表されたところです。</p> <p>区においては、令和10年度から始まる次期マスタープランの策定にあたって、誰もが住み続けられ、安心して子育てできる居住環境づくりを更に推進していくことが重要であることから、今後のアフォーダブル住宅の具体的な取組の動向を注視していきます。</p>

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
15	その他	欧米では、アフォーダブル住宅等の建設を進めるため、再開発の容積率の緩和により、住宅の付置義務を課すのが一般的なようだが、日本では、国も都も新宿区も再開発の利益は地権者に属するものと考えており、地権者以外の利用を認めようとしない。これでは新宿区全体として調和のとれた都市計画は不可能である。	E	ご意見として伺います。 市街地再開発事業については、一般的に、道路が狭く、公園も不足するなど、防災面や居住環境面で課題を抱える地区において、細分化された土地を統合し、不燃・耐震化された高層の共同建築物に建て替えることにより、地区内に不足している道路や公園、広場などの都市基盤施設を整備し、安全で快適なまちを実現していこうとするものです。市街地再開発事業で整備された道路や公園、広場などは地権者以外の地域の方などが利用できる空間となるとともに、事業費をまかうための「保留床」等では、従前の地権者以外の方が新たに所有したり、利用することとなります。
16	その他	新宿区は、「区内の住宅の8割を占めるマンション等」という言葉を使っている。しかし、住宅マスタープランの12ページに「マンションをはじめとした共同住宅の割合は平成25（2013）年に約86%」と書かれている。同ページの「表2 新宿区の建て方別住宅数（居住世帯がある住宅数）」の分類では「マンション」ではなく「共同住宅」が使われている。住宅マスタープランの参考資料1の用語解説にも「マンション」という言葉がないのはなぜか。	F	ご質問に回答します。 「マンション」という言葉は、一般的な用語としてすでに使用されているものと考えていることから、住宅マスタープランでは「マンション」という言葉を用語解説として掲載していません。
17	その他	都市計画原案の意見書の要旨の一つに「新宿区で建設されるマンションも高層化されている。高層の住宅は住環境として、特に子育て世代の住宅として問題が多いと指摘されていて、英欧では建設されない、既存は解体されていると聞いていますが、新宿区はどう考えているのか。」とあり、区の考え方は「住宅の高層化には様々なご意見があると承知しています。」や「誰もが利用しやすいユニバーサルデザインまちづくりを進めていきます。」となっている。様々な意見の中に、高層化の住宅に問題が無いという意見や主張があれば、教えてほしい。	F	ご質問に回答します。 ご指摘の「高層化の住宅に問題が無い」ことについて具体的な意見や主張は、特段、把握していません。なお、令和5（2023）年の住宅・土地統計調査によると、区内の居住世帯がある住宅のうち、6階建て以上の共同住宅の戸数は約115,000戸で、10年前の平成25（2013）年の約81,000戸と比較して増加しており、建築物の更新と併せて住宅の高層化が進んでいるものと考えています。

#### 4 意見書の要旨と区の考え方

No.	項目	意見書の要旨	対応	区の考え方
18	その他	<p>新宿区は、民泊について東京23区の中で大田区に続いて条例を制定し、國の方針に従って熱心に推進している。しかし、他区と比べて國の規制に沿った緩い条例のため、全國の民泊の約1割が新宿区に集中している。その結果、いろいろなトラブルや苦情が発生している。</p> <p>新宿区は、國の方針に沿って新しい事業を進めてるので、十分な検討を行ってほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>住宅宿泊事業法は平成30（2018）年に施行されましたが、それ以前から区内には多数の闇民泊が存在し、騒音や不審者の出入りなど、区民生活に深刻な影響が生じていました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、区は当初から反対の立場を明確にし、民泊問題対応検討会議を設け、民泊を取り巻く課題を抽出し社会に発信し國に慎重な制度設計を求めるとともに、全国に先駆けて条例を制定するなど、地域の安全・安心を確保するための取り組みを進めてきました。しかし、その後も國による規制緩和が進んだ結果、交通の便が良く、商店も多い新宿区は全國最多の民泊件数を抱えるに至り、管理が不適切な施設が増加しているのが実情です。</p> <p>区ではこうした事態に対し、令和7（2025）年9月には都内で初めて業務停止命令を、同年12月には廃止命令を発出しました。マンパワーには限りがありますが、悪質な事業者には厳正に対処し、区民生活を守るという明確な姿勢を示していきます。</p> <p>区では、これまででも管理が不十分な事業者に対して是正指導を行ってきました。このたび、法違反を繰り返す事業者に対して処分を実施しました。</p> <p>今後も、ごみの不始末や騒音などにより近隣に迷惑が掛からないよう、事業者への指導を徹底していきます。</p>